

# 今、島どうがらが熱い!!



「激辛ブーム」と暑い季節が近づくとよく耳にするが、もはや1年中定着している気がする。

一説には、コロナ禍での溜まったストレスの「はけ口」として刺激を欲したとさえ耳にする。

新島の太陽と潮風がたっぷり詰まった島唐辛子を使用した一味唐辛子は、今や、式根島も含めて新島のお土産の定番となっている。

これから、夏に向かって収穫の時期を迎える島どうがらですが、生産者の努力もあって加工品は増えてきています。

生の島唐辛子は収穫の時期に食するのが一番だが、加工品であれば一年中手にすることができると言えます。

一過性のブームで終わることの無いように浸透させていきたい。

気になった方はみやげ店や新島村農協を覗いてみてください。

（農業委員 植松 由美子）



## 鳥獣防除ネット購入助成

新島村では、農産物に被害をもたらす有害鳥獣（シカ、キジ等）による、被害を防止する目的で設置するネットの購入について、助成しております。

【助成対象ネット】

- ◆ 農協が取り寄せ可能なもの
- ◆ 1商品の値段の上限は1万2千円  
助成金額の上限は、半額の6千円

## 鳥獣防除

### 単管パイプ購入助成

新島村では、農産物に被害をもたらす有害鳥獣（シカ、キジ等）による、被害を防止する目的で設置する単管パイプの購入について、助成しております。

☆今年度からネット同様、新島村農協で購入されたものを半額補助させていただきます。年間を通じていつでも購入可能となりました。

【単管パイプについて】

- ◆ 実質購入価格の半分以内を補助
- ◆ 一戸あたり40本以内
- ◆ パイプの種類…

直径48 6mm、キャップ付き

新島・若郷はシカ、式根島はキジによる農作物の被害が報告されています。

作目、対象の害獣によってネットの張り方は様々だと思えますが、この機会にぜひ、本助成金をご活用ください。

防鳥網ネット購入の支援を受けたい方は、申請書を記入する必要があります。まずは左記へお問い合わせください。

- ▽ 新島村役場 産業観光課（5）0284
- ▽ 新島村農業協同組合（5）0046
- ▽ 式根島支所（7）0004

【パイプの長さご負担額】

- ◆ 3.0E…36000円
- ◆ 2.5E…30000円

※鉄の価格高騰により昨年度よりも金額が上がっております。

※さび止め塗装はされておりません。

【条件】

- ①新島村在住（住民票あり）
- ②単管パイプ引き渡し後、2ヶ月以内に設置する（村職員が確認します）
- ③シカ・キジ被害防止が目的であるため、農業以外に使用しない

★農協は単管パイプの配送は行いません。

【受付・問い合わせ先】

新島村農業協同組合（5）0046

# 利用されていない畑の対策強化が始まります

8月までに農業委員会委員が実施した「農地利用状況調査」の結果を基に、村内の畑を次のとおりに分類します。

## 【畑の分類(3つ)】

- ① **耕作地**…利用されている畑。
- ② **遊休農地 緑区分**…現在利用されていない畑で、トラクターの耕耘等で利用可能。
- ③ **遊休農地 黄色区分**…現在利用されていない畑で、重機等で開墾すれば利用可能。
- ④ **再生不可農地**…現在利用されておらず、立地や周辺状況から今後も畑としての利用が難しいと思われる畑。

この分類により、②～④と判断された畑の所有者の方へ、左記の通知を送付いたします。

## 【農地利用意向調査】

### ・②、③の畑の所有者の方

↓開墾などを行えば利用可能な畑であるため、今後の利用意向を伺う調査を發出します。次の中から回答を選びます。

- ① 東京都の機関を仲介する農地中間管理事業により、借受希望者に貸与しても良い。
- ② 自ら所有権の移転・貸借権の設定を行う。
- ③ 6か月後、現地を確認させていただき、耕作されていない場合は指導・勧告の措置の対象となります。

### ③ 自ら耕作する。

⑥か月後、現地を確認させていただき、耕作されていない場合は指導・勧告の措置の対象となります。

### ④ その他(親戚に貸借中など)

①～④の中から回答を選択し、必ず「回答ください」。

回答締め切り後、6か月たっても回答が無かった場合は、指導・勧告の対象となります。

## 【非農地判断】

### ・再生不可の畑の所有者の方

↓現在、畑として利用されておらず、立地や周辺状況から、今後も畑としての利用が難しいと思われるため、村では「農地ではない」と判断(「非農地判断」)し、村で登記地目の変更を行うこともありますので、ご了承ください。

## 【非農地証明】

これらの措置とは別に、登記地目「畑」の土地を20年以上、「畑」以外の目的で利用してきたことが証明できる場合は、所有者自らの申請により「農地ではない」ことを証明し、地目変更登記を行う手続きです。

手続きの方法などについては、担当までお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

新島村農業委員会事務局 (5) 0284

## 相続登記が

## 義務化されました

今年度令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

(1) 相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

(2) 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

(1)と(2)のいずれについても、正当な理由(※)なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、早めに登記の申請をしましょう。

※正当な理由：相続人が極めて多数で、多くの時間を要するケースなど。

## 【相続人申告登記とは】

法務局に対して、対象となる不動産を特定した上で、(1)所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び(2)自らがその相続人である旨を申し出るものになります。相続人申告登記は申出をした相続人についてのみ、義務を履行したものとみなされます。